

# 八代市国土強靱化地域計画の 改定について

令和8年1月23日  
八代市 総務企画部 企画政策課

# 八代市国土強靱化地域計画の改定について（主な変更点）

## ①令和7年8月豪雨に関する情報の追加

- 「計画策定の趣旨」や「災害リスク」に令和7年8月豪雨に関する情報を追加

## ②KPIの修正（調整中）

- 八代未来づくり総合戦略や分野別計画を踏まえたKPIの設定

## ③計画期間の変更

- 八代未来づくりビジョンと一体的な運用を行うため、計画終期を令和11年度に変更

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
現計画	R2~7										
新計画										~R11	

## ④「脆弱性評価・推進方針・主な取組」の修正

- 近年の災害や本市における国土強靱化に係る取組状況を踏まえ、時点修正

	脆弱性評価	推進方針	主な取組
修正箇所数	10/85項目	17/85項目	39/85項目

## 変更点①：令和7年8月豪雨に関する情報の追加

箇所	内容
計画策定の趣旨 (P1)	「令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨を経験し得られた教訓や、近年の社会情勢の変化を踏まえ、安全・安心な八代市をつくりあげることを目指すため、本計画を改定します。」
降水量と平均気温 (P5)	「令和7年8月豪雨においては、1日の降水量が377.5mm、最大1時間降水量が92.5mmに達する記録的な大雨となり、市内に甚大な被害をもたらしました。」
災害リスク (P6)	「令和7年8月には、1日の降水量が377.5ミリを観測する記録的な大雨により、市内平野部が広範囲にわたって冠水したことで、多数の家屋被害に加え、農業や商工業、公共交通等に被害が生じるとともに、大量の災害廃棄物が発生するなど、市民生活にも深刻な影響を及ぼしました。」

# 変更点②：KPIの修正、変更点③：計画期間の変更

## ■KPIの修正（調整中）

指標名	基準値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	種類	起きてはならない 最悪の事態
<b>1 共通事項</b>						
自主防災組織結成率	85%	H29	95%	R7	累計	1-1
防災行政情報通信システムの登録世帯数	0世帯	R2	43,300世帯	R7	累計	1-1
防災行政情報通信システム整備の進捗率	0%	R1	100%	R7	累計	1-1
防災拠点施設である市庁舎建設の進捗率	0%	R1	100%	R7	累計	1-1
コミュニティセンター（避難所）におけるトイレ洋式化率50%以上かつ多目的トイレの設置割合	11%	H29	100%	R7	累計	1-1
学校校舎天井(6m超)の耐震対策の進捗率	0%	H30	100%	R7	累計	1-1
農道の工事実施率	19.2%	H29	80.0%	R7	累計	1-1
林道の舗装実施率	84.3%	H29	88.0%	R7	累計	1-1
市道舗装実施率	87.0%	H29	92.0%	R7	単年	1-1
橋梁定期点検完了率	100%	H29	100%	R7	単年	1-1
都市計画道路路西片西宮線の整備率	56.2%	R2	84.9%	R7	累計	1-1
<b>2 人命の保護</b>						
民間建築物耐震化支援事業の案内 DM 件数	146件	H29	52,000件	R7	単年	2-1
民間建築物耐震化支援事業に関する記事（市報）	2回	H29	2回	R7	単年	2-1
民間建築物耐震化支援事業に関する放送（FMやっしよ）	3回	H29	3回	R7	単年	2-1
要緊急安全確認大規模対象建築物への耐震化実施のための働きかけ件数	1件	H29	1件	R7	単年	2-1
人口10万人に対する消防団員数	1,813人	R2	1,813人	R7	単年	2-1
自主防災組織結成率（再掲）	85%	H29	95%	R7	累計	2-2
市民一人当たりの公園面積	6.7㎡/人	H29	6.9㎡/人	R7	単年	2-1

■国土強靱化地域計画は、「地域の強靱化」という幅広い分野にまたがる計画

→未来づくり総合戦略や分野別計画を踏まえたKPIを設定する

## ■計画期間の変更

（現在の計画）

本計画の内容は、国計画に準じて見直すこととしており、八代市総合計画と一体的な運用を行うため、対象とする期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

（新規計画）

本計画の内容は、八代未来づくりビジョンと一体的な運用を行うため、対象とする期間は、令和11年度までとします。

■八代未来づくりビジョンと終期を統一

## 変更点④：「脆弱性評価・推進方針・主な取組」および個別事業の修正

箇所	内容（一部抜粋）
<p>脆弱性評価 (10/85項目修正)</p>	<p><u>(34) 避難所運営体制の構築</u> 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあること、<b>また感染症対策も踏まえ</b>、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要があります。</p> <p><u>(71) 仮置場の選定</u> 仮置場については、災害廃棄物処理計画で選定しているが、<b>災害の種類や発生地域に応じた仮置き場が開設できるよう</b>事前に他の候補地を確保しておく必要があります。</p>
<p>推進方針 (17/85項目修正)</p>	<p><u>(3) 指定避難所等の周知徹底</u> <b>災害に備え、地域の避難場所を確認するとともに、訓練等を通じて地域住民に周知徹底を行います。</b></p> <p><u>(37) 指定避難所以外の被災者の把握体制</u> <b>自治会や自主防災組織、消防団等と連携して、避難所以外の避難者の情報把握に努めます。</b></p>
<p>主な取組 (39/85項目修正)</p>	<p><u>(18) 海岸保全施設の整備</u> <b>直轄海岸保全施設整備事業の推進（昭和・郡築海岸）</b></p> <p><u>(37) 指定避難所以外の被災者の把握体制</u> <b>自主防災組織等の避難支援等関係者との避難誘導體制の構築</b></p> <p><u>(71) 仮置場の選定</u> <b>災害廃棄物処理計画と地域防災計画の整合性を確保</b></p>